

「環境みらい資金」貸付残高報告書 記入要領 (令和8年度前期分)

埼玉県産業労働部 経営・金融支援課

1 調査の概要

- 埼玉県産業労働部経営・金融支援課では、「環境みらい資金」の貸付を行った金融機関に対し年2回の利子補給を行っています。
- 今回の調査(残高照会)は、**令和8年度前期分**の利子補給額の積算資料となります。
- 調査内容は、県の事前承認があった上記資金で、令和5年3月31日までに「貸付実行報告書」の提出があった貸付について、**令和8年4月末及び令和8年8月末現在の残高を確認するもの**です。
(注1) 利子補給金額算出の結果、1万円未満となる金融機関は利子補給の対象外となります。
(注2) 利子補給金額の交付にあたり、千円未満の端数は切り捨てします。
- 今回送付した貸付残高報告書は、残高の該当がある支店分のみ送付**しています。
※ 該当があるのに貸付残高報告書が送付されていない支店分がある場合、経営・金融支援課に御照会ください。
- 支店ごとの貸付残高照会の取りまとめは、県内本(母)店にてお願いします。
- 各支店では、貸付残高報告書に必要事項を記入し、本(母)店が定める期日までに本(母)店に報告してください。

【調査の流れ】

本(母)店	本(母)店は、経営・金融支援課から送付した 貸付残高報告書 を提出期限を定めて 各支店に配布 してください。
↓	
各支店	各支店は、 貸付残高報告書 に必要事項を記入(赤字訂正等)し、 本(母)店に報告 してください。
↓	
本(母)店	本(母)店は、各支店から提出された 貸付残高報告書 を取りまとめ、 9月9日(水)までに経営・金融支援課あて送付 してください。 ※ <u>ファイル送受信システムにより提出をお願いします。</u>

【調査対象資金】

「環境みらい資金」のみが調査対象であり、その他の県制度融資資金は本調査の対象ではありません。

2 記入方法及び記入上の注意事項

【記入方法】

- ・今回送付した貸付残高報告書には、令和5年3月31日までに提出された「貸付実行報告書」のデータが出力されています。下記の記入上の注意事項や別添の記載例を参考に、修正が必要な場合は、赤字で訂正してください。

【記入上の注意事項】

- (1) 利息及び延滞金は、残高に含めません。条件変更や延滞が行われている場合は、貸付残高を修正の上、実際残高欄に実際の残高を記入してください。
- (2) 延滞をしている場合を除き償還計画に変更がある場合（全額又は一部の繰り上げ償還、条件変更など）には償還計画変更報告書を提出してください。
- (3) 繰上償還（全額・一部繰上）又は条件変更が行われている場合や、延滞がある場合は、貸付残高を修正して、欄外右側に償還日（変更日・延滞発生日等）を記入してください。なお、繰上償還の場合には、別添の償還計画変更報告書及び、完済日付の分かる書類（全額償還の場合）又は、償還後の返済計画の分かる書類（一部繰上げの場合）を合わせて提出してください。
- (4) 償還計画変更報告書について、全額償還の場合はⅠのみを、一部償還の場合はⅠ及びⅡを記入してください。
- (5) 貸付残高報告書の右下にある「台帳照合確認者」の欄は、照会する場合に使用しますので、御担当者の氏名を必ず記入してください。

【参考】貸付残高報告書各欄の説明

項 目	内 容
貸 付 年 度	貸付申込年度
貸 付 先	貸付先の事業者名
貸 付 日	貸付を実行した年月日
返 済 回 数	貸付実行から最終返済までの回数
貸 付 額	貸付額（千円単位）
保 証 有 無	信用保証協会の信用保証の有無
毎月返済額	毎月の元本返済額（千円単位）
貸 付 残 高	当初の償還計画に基づく各期日における貸付残高
実 際 残 高	当初の償還計画と比べて、変更がある場合の貸付残高

3 提出期限及び提出方法

・提出期限 **令和8年9月9日（水）必着**

・ファイル送受信システムによる提出をお願いします。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当 梅原・山村
電 話 048-830-3801（直通）
電子メール a3790-04@pref.saitama.lg.jp